

6 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	町長	816,000 円 (850,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 909,000 円/ 76,700 円	
	副町長	672,000 円 (700,000 円)	750,000 円/ 311,500 円	
	収入役	— (—)	— 円/ — 円	
	議長	400,000 円 (—)	499,000 円/ 227,000 円	
報酬	副議長	335,000 円 (—)	430,000 円/ 182,000 円	
	議員	300,000 円 (—)	400,000 円/ 157,000 円	
	町副町長 収入役	(22年度支給割合) 2.95	月分	
期末手当	議長 副議長 議員	(22年度支給割合) 2.95	月分	
	町長 副町長 収入役	(算定方式) 816,000円×在職月数÷12×5.5 672,000円×在職月数÷12×3.3 —	(1期の手当額) 17,952千円 8,870千円 —	(支給時期) 任期毎 任期毎 —
退職手当	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。